(総務委員会)

玉 家 公 務 員 \mathcal{O} 退 職 給 付 \mathcal{O} 給 付 水 準 \mathcal{O} 見 直 L 等 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 玉 家 公 務 員 退 職 手 当 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る法律案(閣法第二号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は 民 間 に お け る 退 職 給 付 \mathcal{O} 支 給 \mathcal{O} 実 情 に 鑑 み、 退 職 手 当 \mathcal{O} 額 を引 き下 げ るととも に、 被 用 者 年

金 制 度 \mathcal{O} 元 化 等 を 义 る た 8 \mathcal{O} 厚 生 年 金 保 険 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 附 則 第 条 \mathcal{O} 規 定 等 を 踏 ま え、 公 務

員 共 済 \mathcal{O} 職 域 加 算 額 \mathcal{O} 廃 止 に 伴 う 退 職 等 年 金 給 付 \mathcal{O} 導 入 及 てバ 職 域 加 算 額 \mathcal{O} 廃 止 に 伴 う 経 過 措 置 を 講 ľ ょ うと

す る ŧ \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お ŋ で あ る。

一、国家公務員退職手当法等の一部改正

1 玉 家 公 務 員 退 職 手 当 法 本 則 \mathcal{O} 基 本 額 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 計 算 L た 額 に 乗 じ る調 整 率 を 百 分 \mathcal{O} 百 兀 か 5 百 分 \mathcal{O}

八十七に段階的に引き下げる。

2 各 省 各 庁 \mathcal{O} 長 等 は 定 年 前 に 退 職 す る 意思 を 有 する 職 員 \mathcal{O} 募 集 を 行 うことが できることとする 早

期 退 職 者 \mathcal{O} 募 集 及 び 認 定 \mathcal{O} 制 度 を 設 け ることとす る ほ か 定 年 前 早 期 退 職 者 に 対 す る 退 職 手 当 \mathcal{O} 基 本 額

に 係 る 特 例 措 置 に つ 1 て、 割 増 率 を引 き上 げ る 等 0) 内 容 0) 拡 充 を 行 .; う。

二、国家公務員共済組合法等の一部改正

- 1 退 職 等 年 金 給 付 と L て 退 職 年 金 公 務 障 害 年 金 及 び 公 務 遺 族 年 金 を 設 け る。
- 2 退 職 年 金 は 終 身 退 職 年 金 及 び 有 期 退 職 年 金 L 保 険 料 \mathcal{O} 追 加 拠 出 IJ ス ク を 抑 制 す る ため、 給 付 設

計 に キ ヤ ツ シ ユ バ ラ ン ス 方 式 を 採 用 L た 上で、 保 険 料 率 に 上 限 を 設 け る。

できることとする。

3

有

期

退

職

年

金

 \mathcal{O}

支

給

期

間

は 二 十

年

又

は

十年とし、

有

期

退

職

年

金

に

代

えて一

時

金で支給

を受けることが

- 4 組 合 員 が 懲 戒 処 分 を受 け たとき 等 定 \mathcal{O} 場 合 に 給 付 \mathcal{O} 制 限 を 行うこととする。
- 5 公 務 障 害 年 金 及 び 公 務 遺 族 年 金 \mathcal{O} 年 金 額 に 0 1 て は 適 切 な 水 潍 を 確 保 す ることとする。
- 6 共 済 年 金 \mathcal{O} 職 域 加 算 額 \mathcal{O} 廃 止 に 伴 11 廃 止 前 \mathcal{O} 組 合 員 期 間 を有 す る 未裁 定 者 に 対す る経り 過 措置 を規 定

する。

三、施行期日

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 法 律 は、 平 成二十五年一 月 日 か 5 施行する。 ただ 0) 2 \mathcal{O} 改 正 は 公布 \mathcal{O} 日 か ら起算して一年

を 超 え な V 範 囲 内 にお ١, て政 令で定め る 日 カゝ ら、 <u>ー</u>の 改 正 は平 成二十 七 年 $\dot{+}$ 月 日 カュ 5 施 行 ける。